

入 札 説 明 書

宮崎県警察本部が行う警察本部庁舎外樹木維持管理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 7 月 4 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 警察本部庁舎外樹木維持管理業務
- (2) 業務内容 樹木維持管理業務
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 最低制限価格

最低制限価格を宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）第 1 2 8 条第 1 項に基づく範囲内の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告の 2 のとおり

4 担当部局

宮崎県警察本部警務部施設装備課管財係
〒880-8509 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
（電 話）0985-31-0110（内線）2268

5 業務の実施要領

別添の警察本部庁舎外樹木維持管理業務実施要領のとおり

6 入札に関する質問及び閲覧

- (1) 入札に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 9 日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで。）

イ 受付場所 上記 4 に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、郵送による場合、アの期間内にイの場所に到達するよう留意すること。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。

なお、回答書は下記により閲覧できるものとする。

ア 閲覧期間

令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 13 日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで。）

イ 閲覧場所 上記 4 に同じ

7 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 1 0 2 会議室
- (2) 日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午前 10 時 00 分

8 入札

入札に参加する者は、別紙様式 2 による入札書を提出しなければならない。

- (1) 入札書の日付
入札書の提出日を記入すること。日付の誤りがある場合は無効となるため、留意すること。
- (2) 提出方法
持参により提出するものとする。
- (3) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 3 による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「7 月 14 日開封《警察本部庁舎外樹木維持管理業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1 回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）第 1 0 0 条の規定による。
- (2) 契約保証金
宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）第 1 0 1 条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行なった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札公告等の規定に違反した者のした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

13 その他

- (1) 提出書類等に必要な費用は、各提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 開札時に入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うこととする。
- (4) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

入 札 参 加 届

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

警察本部庁舎外樹木維持管理業務委託に関する条件付一般競争入札について申請します。
なお、下記の要件を全て満たす者であることに相違ないことを誓約いたします。

- 1 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号(以下「要綱」という。))に基づく令和 6・7 年度の一般競争入札参加資格の認定を受けている者で、「造園工事業」の許可を受けている者。
- 2 県内に本店を有する者であること。
- 3 本業務の入札公告日から入札日までのいずれの日においても入札参加資格停止となっていない者であること。
- 4 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 5 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

入 札 書 (委 託)

入 札 金 額	億千百拾万千百拾円
受託の内容	警察本部庁舎外樹木維持管理業務
受託の場所	宮崎市旭 1 丁目 8 番 2 8 号外 4 箇所
受託の期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
入札保証金	宮崎県財務規則第100条第 2 項第 2 号により免除

上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託したいので、御呈示の仕様書、契約条項、宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

入 札 者 住所

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

入
札
条
件
等
確
認
済

委 任 状

私は都合により

(使用印鑑)を代理人と定め下記の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1 入札の目的 警察本部庁舎外樹木維持管理業務
- 2 入札の場所 宮崎市旭 1 丁目 8 番 2 8 号
宮崎県警察本部 1 階 1 0 2 会議室
- 3 委任者との関係

令和 年 月 日

委任者 住所

名称

氏名

印

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、警察本部庁舎外樹木維持管理業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

委託業務の名称 警察本部庁舎外樹木維持管理業務
委託業務の場所 警察本部庁舎 宮崎市旭1丁目8番28号
元本部長宿舎 宮崎市瀬頭1丁目4番17号
恒久南職員宿舎 宮崎市恒久南1丁目13番地3
鶴島職員宿舎 宮崎市鶴島2丁目15番26号外

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という）は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税額金●●●●●●●●円を含む。）とする。

2 支払内訳は、次の表のとおりとする。

区 分	委託業務の実施時期	委託料
第1期	令和7年7月～8月	●●●●●●●●円
第2期	令和7年10月～11月	●●●●●●●●円
第3期	令和8年1月～3月	●●●●●●●●円

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金●●●●●●●●円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添の警察本部庁舎外樹木維持管理業務実施要領及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(成果品等の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、完了後10日以内に別添の業務委託実施結果報告書(以下「成果品等」という。)に写真を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時警察本部庁舎外樹木維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(エに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（資料の返還等）

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別添

警察本部庁舎外樹木維持管理業務実施要領

1 作業場所及び対象図面

- (1) 宮崎市旭 1 丁目 8 番 2 8 号 警察本部庁舎 別図 1
高木・中木剪定 1 回、低木剪定 2 回、除草 3 回、ツル除去 1 回
- (2) 宮崎市瀬頭 1 丁目 4 番 1 7 号 元本部長宿舎 別図 2
除草剤散布 1 回、除草 2 回
- (3) 宮崎市恒久南 1 丁目 1 3 番地 3 恒久南職員宿舎 別図 3
低木剪定 1 回、雑木伐採 1 回、除草 2 回
- (4) 宮崎市鶴島 2 丁目 1 5 番 2 6 号外 鶴島職員宿舎 別図 4
雑木伐採 1 回、除草剤散布 1 回、除草 2 回

2 作業内容

- (1) 剪定作業【警察本部庁舎、恒久南職員宿舎】
ア 高木・中木 年 1 回実施するものとする。(7 月～8 月)
イ 低木 警察本部庁舎は年 2 回(7 月～8 月、1 月～3 月)、恒久南職員宿舎は年 1 回実施するものとする。(7 月～8 月)
上記ア、イの作業にあつては高所作業車等を使用し、可能な限り剪定を行うものとする。
人・車などが通る箇所については短め(境界から 20 cm～30 cm、縁石内側を目安)に剪定をすること。
- (2) 除草作業【警察本部庁舎、元本部長宿舎、恒久南職員宿舎、鶴島職員宿舎】
警察本部庁舎は、年 3 回実施するものとする。(7 月～8 月、10～11 月、1 月～3 月)
元本部長宿舎、鶴島職員宿舎、恒久南職員宿舎は、年 2 回実施するものとする。(7 月～8 月、2 月～3 月)
- (3) 伐採作業【恒久南職員宿舎、鶴島職員宿舎】
恒久南職員宿舎、鶴島職員宿舎は、年 1 回実施するものとする。別図のとおり指定された範囲の雑木を根元から 10 cm 以内の範囲で伐採するものとする。
- (4) ツル除去作業【警察本部庁舎】
警察本部庁舎西側付属棟西側外壁のツル除去を年 1 回実施する。(7 月～8 月)

3 作業実施計画について

受注者は、作業を実施する際は、10日前までに発注者に作業日時を連絡すること。

4 成果品等提出の際の留意事項

受注者は、報告書の作成に当たっては、下記事項に留意すること。

(1) 剪定作業

実施した都度、高木、中木及び低木ごとにそれぞれ、作業前、作業中及び作業後の写真を報告書に添付すること。

(2) 除草作業

実施した都度、作業前、作業中及び作業後の写真を報告書に添付すること。

(3) 伐採作業

実施した都度、作業前、作業中及び作業後の写真を報告書に添付すること。

(4) ツル除去作業

実施した都度、作業前、作業中及び作業後の写真を報告書に添付すること。

5 その他

委託業務を履行するに当たり、発生した樹木剪定屑及び樹木伐採屑等については、受注者において適正に処分すること。また、作業範囲内において廃棄物等があった場合は、収集して適正に処分すること。

一般道路で高所作業車を使用する場合は、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

鶴島職員宿舎A棟跡地については、第三者が使用している場合があるため、車両や資機材等に損害を与えないよう十分注意すること。

なお、それらに要する費用については受注者の負担で行うものとする。

業務委託実施結果報告書

警察本部庁舎外樹木維持管理業務委託につきましては、下記のとおり終了いたしましたので報告します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 業務名称 | 警察本部庁舎外樹木維持管理業務 |
| 2 場 所 | 警察本部庁舎 宮崎市旭1丁目8番28号
元本部長宿舎 宮崎市瀬頭1丁目4番17号
恒久南職員宿舎 宮崎市恒久南1丁目13番地3
鶴島職員宿舎 宮崎市鶴島2丁目15番26号外 |
| 3 契約金額 | 円 |
| 4 期 間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| 5 作 業 日 | 年 月 日から 年 月 日 |
| 6 作 業 内 容 | ☐ 剪定作業（警察本部庁舎、恒久南職員宿舎）
☐ 除草作業（警察本部庁舎、元本部長宿舎、恒久南職員宿舎、鶴島職員宿舎）
☐ 伐採作業（恒久南職員宿舎、鶴島職員宿舎）
☐ ツル除去作業（警察本部庁舎）
添付写真帳のとおり |

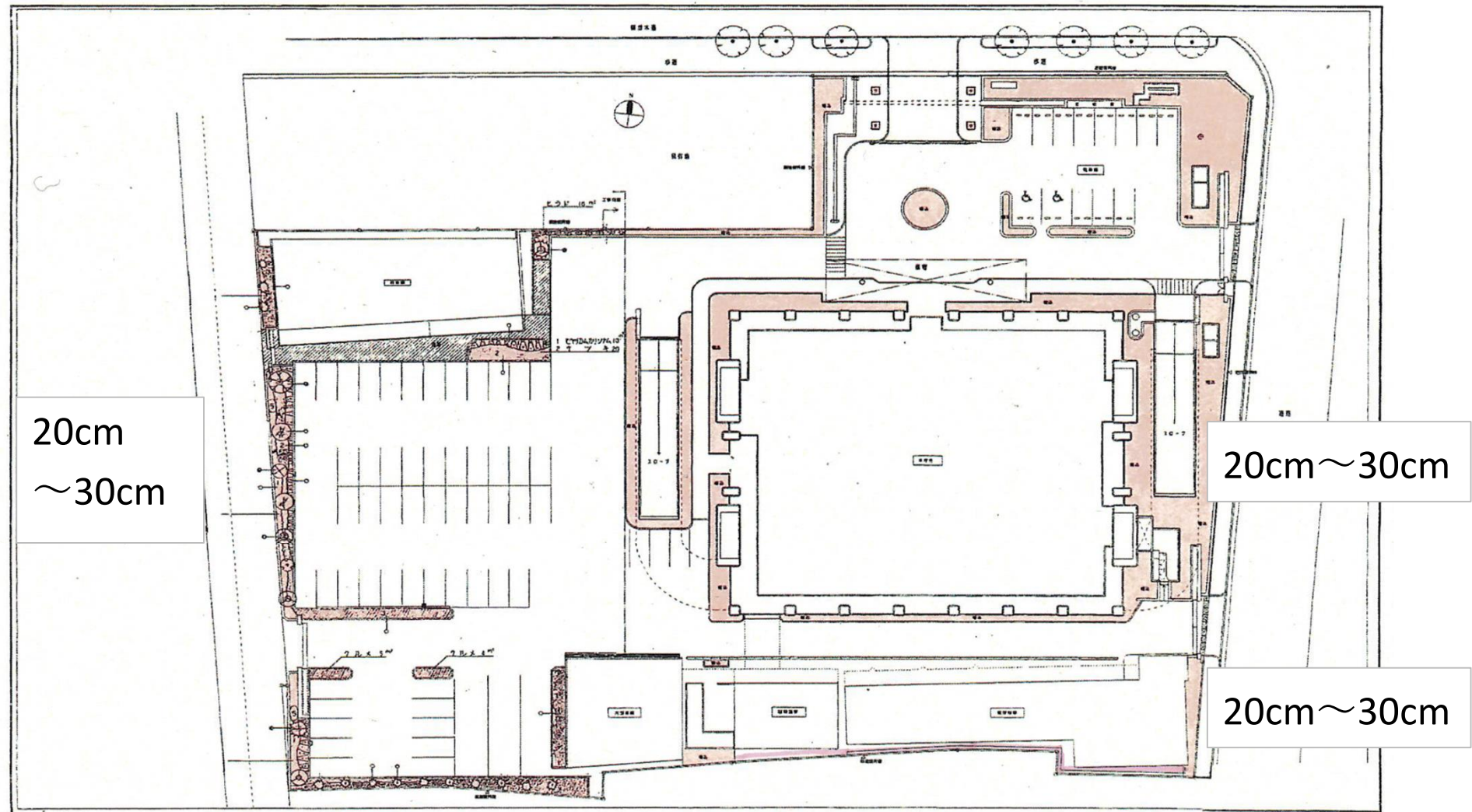
令和 年 月 日

契約者住所
氏 名

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

別図1

警察本部庁舎

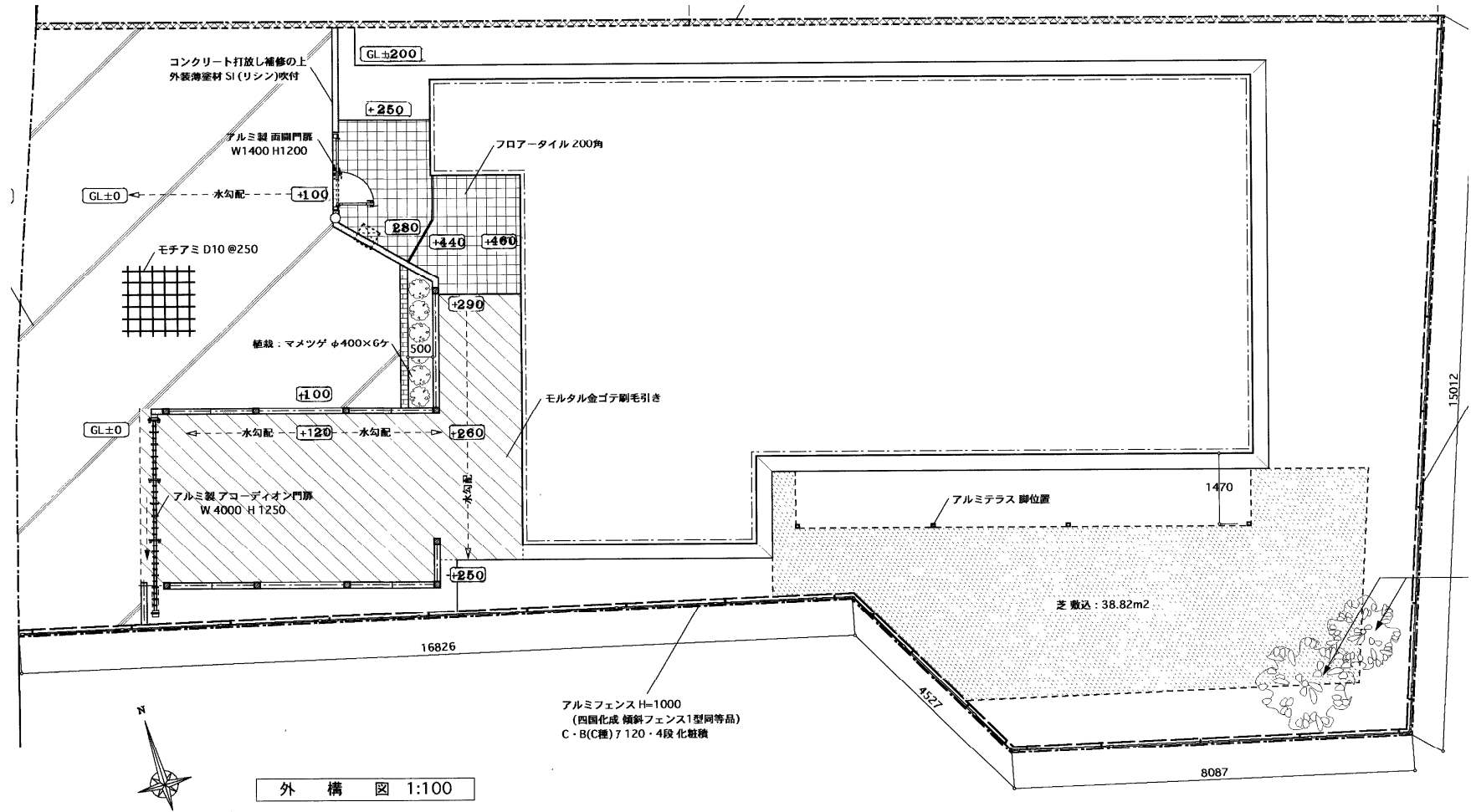


※色がついた部分が樹木剪定、除草箇所、ソル除去箇所

※記載数量については、敷地境界からの伐採数量である。

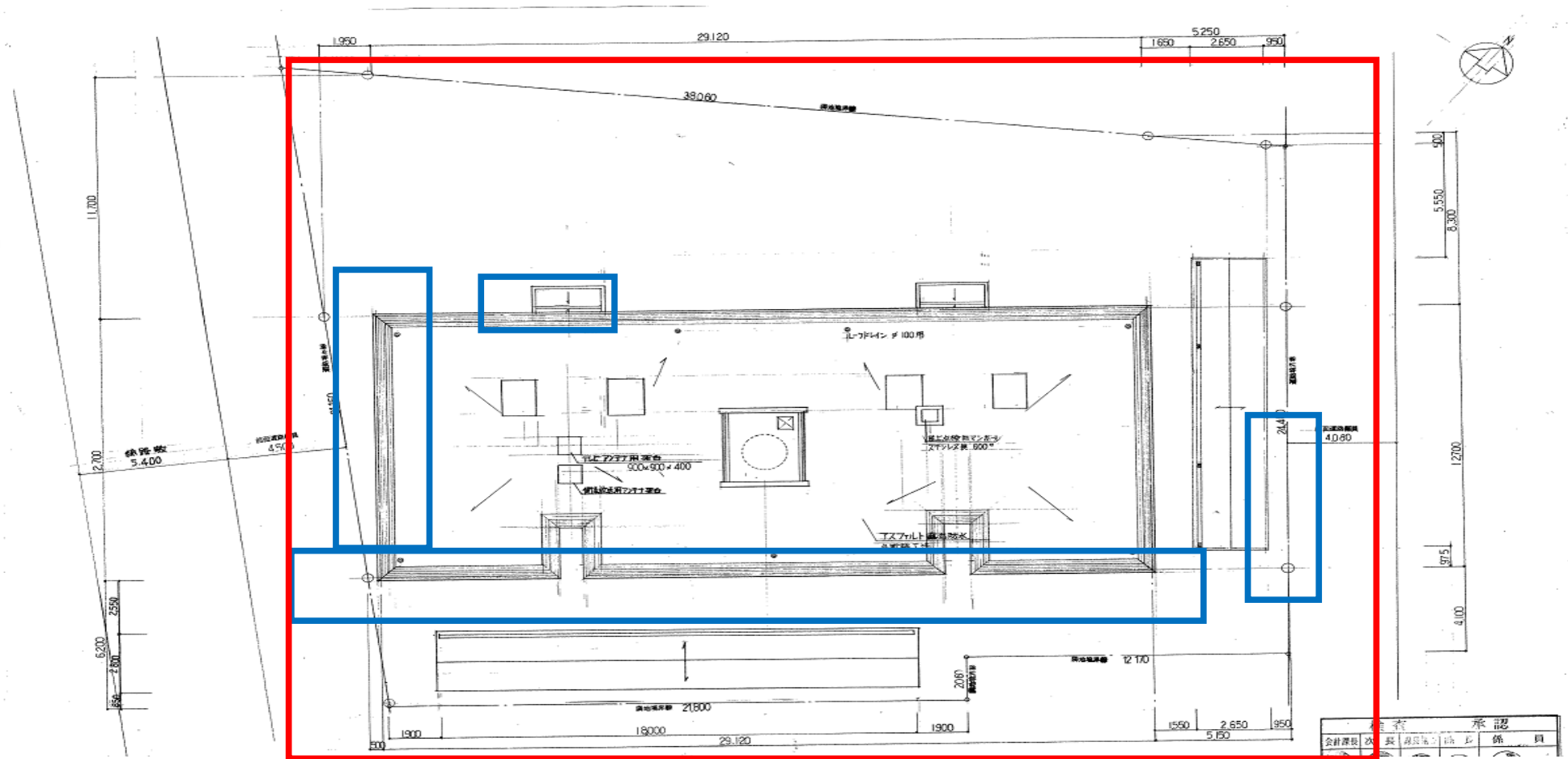
※縁石の内側を目安に剪定すること

別図2 元本部長宿舎



施設内で雑草が生えている箇所を全体的に除草

別図 3 恒久南職員宿舎



青色で囲まれているところを伐採（雑木）、剪定（低木）

赤色で囲まれているところを除草

※除草剤の散布不要

前 面 道 路



青杣内が伐採箇所

A棟に関しては、解体済みで、
第三者が事務所及び駐車場として使用している場合は、
その周囲を除草すること

金抜書

警察本部庁舎外樹木維持管理業務

場 所	項 目		単 価	人数 (数量)	単 位	合 計	備 考	
警察本部庁舎								
高中木剪定1回	労務費	ヘッジトリマー 1台×4日		1	式			
		高所作業車（1 2 m）1台×4日		4	台			
		パッカー車（2 t 車） 1台×5日		4	日			
		ゴミ集積運搬処分費（枝・葉）1台×2日		5	日			
				2	台			
	低木剪定2回	ヘッジトリマー 4台×2日×2回		1	式			
		パッカー車（2 t 車）2台×1.5日×2回		16	台			
		ゴミ集積運搬処分費（枝・葉）1台×1日×2回		6	日			
				2	台			
	除草3回	草刈機 2台×1日×3回		1	式			
		パッカー車（2 t 車）1台×1日×3回		6	台			
		ゴミ集積運搬処分費（枝・葉）1台×0.5日×3回		3	日			
				1.5	台			
	ツル除去1回	高所作業車運転（1 2 m）1台×1日		1	式			
		パッカー車（2 t 車）1台×0.4日		1	日			
		ゴミ集積運搬処分費（枝・葉）1台×0.1日		0.4	台			
				0.1	台			
元本部長宿舎								
除草剤散布1回	除草剤		1	式				
			10	ℓ				
	除草2回	労務費		1	式			
	ゴミ集積運搬処分費（草）1台×0.1日×2回		0.2	台				
恒久南職員宿舎								
低木剪定・雑木伐採1回	労務費	ヘッジトリマー 1台×1日		1	式			
		チェンソー 1台×0.2日		1	台			
		パッカー車（2 t 車）1台×0.5日		0.2	台			
		ゴミ集積運搬処分費（枝・葉）1台×0.3日		0.5	日			
				0.3	台			
	除草2回	草刈機 1台×1日×2回		1	式			
		パッカー車（2 t 車）1台×0.5日×2回		2	台			
		ゴミ集積運搬処分費 1台×0.5日×2回		1	日			
				1	台			
	鶴島職員宿舎							
	雑木伐採1回	労務費	チェンソー 1台×0.2日		1	式		
			パッカー車（2 t 車）1台×0.2日		0.2	台		
			ゴミ集積運搬処分費（枝・葉）1台×0.2日		0.2	日		
					0.2	台		
		除草剤散布1回	除草剤		1	式		
					20	ℓ		
		除草2回	草刈機 1台×1日×2回		1	式		
パッカー車（2 t 車）1台×0.5日×2回				2	台			
ゴミ集積運搬処分費（葉）1台×0.5日×2回				1	日			
				1	台			
小 計								
諸経費				1	式			
合 計								